

事業承継に取り組む
中小企業・小規模事業者

まずはご相談を

相談

相談窓口

*各道府県に設置されています。

事業承継ネットワーク事務局等

まず経営者保証コーディネーターが経営者保証に関する
ガイドラインの充足状況を確認します。
その結果に基づき、今後の取組みをアドバイスさせていただきます。

チェック内容

経営者保証に関するガイドラインに基づき法人と
経営者の分離状況等を確認し、経営者保証解除
の可否の判断に資する情報の整理・見える化

支援

保証
解除

- ① 金融機関と経営者保証の解除に向けた目線合わせの際
には、派遣専門家が事業者側に立って支援をするのと
ともに、その後の対応をアドバイスします。
- ② 経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合、新た
に創設される信用保証制度の保証料の軽減を受けるこ
とができます。

お問合せやご相談はお気軽にお電話ください

経営者保証に関するガイドライン事務局 運営会社：株式会社バソナ

※ガイドライン事務局へのお問い合わせは2020年3月末まで。

☎ 03-6262-5075

🌐 <https://hosho.go.jp>

北海道経済産業局産業部中小企業課
011-709-3140

東北経済産業局産業部中小企業課
022-221-4922

関東経済産業局産業部中小企業金融課
048-600-0425

中部経済産業局産業部中小企業課
052-951-2748

近畿経済産業局産業部中小企業課
06-6966-6023

中国経済産業局産業部中小企業課
082-224-5661

四国経済産業局産業部中小企業課
087-811-8529

九州経済産業局産業部中小企業課
092-482-5447

沖縄総合事務局経済産業部中小企業課
098-866-1755

中小企業庁事業環境部金融課
03-3501-2876

支援機関等使用欄

事業承継をお考えの中小企業の方へ
経営者保証を承継しなくていい方法があります

次の世代へ →
受け継ぐために

2020
4/1-

for good
Business
Successions

事業承継時の経営者保証解除に向けた、
新しい支援施策が2020年4月1日よりスタートします。



「経営者保証ガイドライン」とは？

3つの要件をみたすことで、ガイドラインの適用の可能性があります。

1. 法人と経営者との関係の明確な区分・分離
2. 財務基盤の強化
3. 財務状況の正確な把握、情報開示等による経営の透明性確保

以上3つを満たす中小企業が会社経営を後継者に引き継ぐ際に、ガイドラインの適用でできること

- 経営者保証不要で金融機関から融資を受けられる可能性があります。
- 既存の経営者保証を解除できる可能性もあります。

Q. 中小企業における事業承継時の課題とは？

A. 70歳以上の中小企業経営者の約半分の127万人が後継者未定の状況です。
そのうちの22.7%は後継者候補はいるが事業承継を拒否しており、そのうち59.8%が経営者保証を理由に事業承継を拒否しています。もし、このまま廃業急増すると2025年までに650万人の雇用と、22兆円のGDPが失われる可能性があります。



このような状況をふまえ、
事業承継時の経営者保証解除に向けた、新しい支援施策が
2020年4月1日からスタートします。

Q. では、具体的に何が始まるのでしょうか？

A. 事業継承に焦点を当てた
「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用開始

- 原則として、前経営者・後継者の双方から二重には保証を求めないこととします。
- 例外的に、二重に保証を求めることが真に必要な場合には、その理由や保証が適用されない場合の融資条件等について、金融機関が前経営者・後継者の双方に十分に説明し、理解を得ることとします。

経営者保証解除に向けた、経営者保証コーディネーターによる支援制度を開始

- 「経営者保証に関するガイドライン」の充足状況の確認をします。
- 経営者保証解除に向けた中小企業と金融機関との目線合わせなど、支援体制の拡充を図ります。

一定要件のもと経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設

- 事業承継時に経営者保証を不要とする新しい保証制度です。
- 経営者保証コーディネーターによる支援・確認を受けた場合に保証料を軽減し、最大でゼロにします*。
- 既存のプロパー借入金（個人保証あり）の本制度による借り換えも可能です。

*保証協会における管理に必要な費用の一部（約0.2%）を除く

Q. 新たに創設される信用保証制度の内容とは？

A. お申込み資格
● 3年以内に事業承継を予定する「事業承継計画」を有する法人
事業承継計画 ……信用保証協会所定の書式による計画書
● 資産超過 ● 返済緩和中ではない ● 法人と経営者が分離している
等の一定の要件があります。

お申込み
方法

与信取引のある
金融機関経由のみ

保証
限度額

2.8億円
(内、無担保8000万円)

保証
期間

10年以内

対象
資金

事業承継時までに必要な事業資金
既存のプロパー借入金（個人保証あり）の本制度による借り換えも可能
(ただし、一定期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る)

保証
料率

0.45% - 1.90% ▶ 経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合、
0.20% - 1.15%に大幅軽減

詳しくは最寄りの信用保証協会へご相談ください。

こんな
ケースも

Q. 現状、法人と経営者との関係の明確な区分・分離がされていないのですが、事業承継に際し、新・旧経営者に経営者保証を求めない契約を要請できるのでしょうか？

A. 製造業のA社は、業績が堅調であり、また運転資金のため短期継続融資を取組み、試算表等によるモニタリングを継続するなか手形貸付の書替えに応じています。
しかし、直近決算書に現経営者と次期経営者への当社株式取得資金が計上されており、法人と経営者の明確な区分・分離がされておらず、経営者ガイドラインの要件を充足していませんでした。
そのため、A社は現経営者への貸付金は保有株式の譲渡金にて清算予定であること、次期経営者は毎年定額返済（約10年で完済）する方針を説明しました。以上の取組みを踏まえ、貸付金の清算や借入金の返済が可能（業績が堅調なため）と見込まれ、また適時適切に財務・情報の開示を受けているので、新・旧経営者は経営者保証を求められず、従来の保証契約を見直すことができました。

